

平成 22 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省）

制 度 名	法人実効税率の引下げ（検討事項）		
税 目	法人税		
要 望 の 内 容	租税特別措置を整理・重点化すること等により課税ベースを拡大するとともに、我が国の法人実効税率を国際水準並みに引き下げる。		
		減収見込額 （平年度）	- 百万円

<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的</p> <ul style="list-style-type: none"> 中国やインドなど新興国等の台頭により国際競争が熾烈化する中、国際的なイコールフットイングの確保による我が国企業の競争力の維持・強化、国内への投資促進、地域における雇用拡大を実現する。 <p>(2) 施策の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> 近年、日米を除いた世界の主要国で表面実効税率の引下げが進展。 (参考1) 独：39% 30% (08年)、英国：30% 28% (08年)、中国：33% 25% (08年)、韓国：25% 22% (09年) 等 (参考2) 日本の法人実効税率：40.7% (東京の場合。地方法人二税含む) また、我が国企業の実際の法人課税負担は、国際的に高水準であり、その要因としては、上記の表面実効税率の高さに加え、諸外国と比較して政策減税の規模が大きいことも指摘される。 そのため、我が国における 研究開発や設備投資の増強など内需拡大を実現し、地域経済の活性化や雇用の維持・拡充を図るとともに、また、海外からの新規投資を呼びこむためには、企業における余剰キャッシュフローの拡大や、資本コストの低減を通じた投資収益率の改善が可能となる、法人税の表面実効税率の引下げが極めて有効な手段と考えられる。 <p>(3) 要望の措置の妥当性</p> <ul style="list-style-type: none"> 租税特別措置を整理・重点化すること等により課税ベースを拡大するとともに、国際的に見ても世界最高水準にある我が国の法人税実効税率を引き下げ、我が国の投資環境等を向上させることは妥当である。 なお、法人税負担のあり方を検討するに際しては、表面税率と課税ベースの双方を勘案すると共に、社会保険料等を含めた公的負担についても考慮する必要がある。 						
<p>今回の要望に関連する事項</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="225 1312 464 1697"> <p>政策評価体系における位置付け</p> </td> <td data-bbox="464 1312 1489 1697"> <p>1. 経済産業政策 02) 技術革新の促進・環境整備 05) 経営イノベーション・事業化促進 2. 対外経済政策 12) 貿易投資促進 3. ものづくり・情報・サービス産業政策 15) ものづくり産業振興 4. 中小企業・地域経済産業政策 20) 中小企業事業環境の整備 21) 経営革新・創業促進</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="225 1697 464 1845"> <p>政策の達成目標</p> </td> <td data-bbox="464 1697 1489 1845"> <p>国際的なイコールフットイングの確保による我が国企業の競争力の維持・強化、国内への投資促進、地域における雇用拡大を実現する。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="225 1845 464 2000"> <p>租税特別措置の適用又は延長期間</p> </td> <td data-bbox="464 1845 1489 2000"> <p>-</p> </td> </tr> </table>	<p>政策評価体系における位置付け</p>	<p>1. 経済産業政策 02) 技術革新の促進・環境整備 05) 経営イノベーション・事業化促進 2. 対外経済政策 12) 貿易投資促進 3. ものづくり・情報・サービス産業政策 15) ものづくり産業振興 4. 中小企業・地域経済産業政策 20) 中小企業事業環境の整備 21) 経営革新・創業促進</p>	<p>政策の達成目標</p>	<p>国際的なイコールフットイングの確保による我が国企業の競争力の維持・強化、国内への投資促進、地域における雇用拡大を実現する。</p>	<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>	<p>-</p>
<p>政策評価体系における位置付け</p>	<p>1. 経済産業政策 02) 技術革新の促進・環境整備 05) 経営イノベーション・事業化促進 2. 対外経済政策 12) 貿易投資促進 3. ものづくり・情報・サービス産業政策 15) ものづくり産業振興 4. 中小企業・地域経済産業政策 20) 中小企業事業環境の整備 21) 経営革新・創業促進</p>						
<p>政策の達成目標</p>	<p>国際的なイコールフットイングの確保による我が国企業の競争力の維持・強化、国内への投資促進、地域における雇用拡大を実現する。</p>						
<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>	<p>-</p>						

	同上の期間中の達成目標	-
	当該要望項目以外の税制上の支援措置	-
	予算上の措置等の要求内容及び金額	-
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	-
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	政策の達成状況	-
	租税特別措置の適用実績	-
	租税特別措置による政策の達成目標の実現状況等	-
	前回要望時の達成目標	-
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	-
	これまでの要望経緯	-